

**ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等  
利用ガイドライン  
(新型コロナウイルス感染防止対策)**

令和5年3月13日現在  
ふじみ野市

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国が示す「新しい生活様式」を踏まえ、ふじみ野市が示す「公共施設利用における基本的方針」と併せてふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等利用ガイドラインを定めました。市民のスポーツ活動の場の安全を確保するため、ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等を利用する際は、次の事項を遵守してください。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、利用の休止を要請する場合があります。

なお、活動にあたっては、各活動分野の上部団体等が示す活動ガイドライン等を遵守し利用すること。

## **1 利用者一人ひとりの対応**

すべての利用者が、安全安心にスポーツ活動ができるよう、以下の点に注意し、スポーツ活動を行ってください。

- (1) 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること。
- (2) 検温するなど体調確認を行い、体調が悪い場合は参加を見合わせること。
- (3) 手指の消毒やうがい、室内換気等の基本的な感染防止対策に加え、スポーツ活動前後や休憩時間等での交流の場や待合場所等における密集の回避等、きめ細やかな感染防止対策を行うこと。
- (4) 施設利用後には、共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる部分の消毒等を行うこと。
- (5) 利用するスポーツ用具は可能な限り各自で用意すること。
- (6) 後日、感染が確認された場合には、早急に競技団体や参加者、施設管理者等に連絡し、活動を保健所指導により一定期間自粛し、感染拡大防止に努めること。

## **2 団体利用の対応**

チームの責任者は、メンバーが安全安心に活動できる環境を確保する必要があります。つきましては、以下の点に注意し、スポーツ活動を行ってください。

- (1) 三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること。
- (2) メンバーの体調確認を行ったのち活動を行うこと。
- (3) 手指の消毒やうがい、室内換気等の基本的な感染防止対策に加え、スポーツ活動前後や休憩時間等での交流の場や待合場所等における密集の回避等、きめ細やかな感染防止対策を行うこと。
- (4) 屋内施設においては、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと（換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等）。
- (5) スポーツ活動後は、速やかに退出するよう指導すること。
- (6) 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って、なるべく長時間を避け、大声を出さないようにすること。
- (7) 手指等の消毒液を用意する。
- (8) 施設利用後には、共用物品や備品、ドアノブ等手を触れる部分の消毒等を行うこと。
- (9) メンバーの中に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認されたときには、早急に競技団体や施設管理者に連絡し、活動を保健所指導により一定期間自粛し、感染拡大防止に努めること。